

新 城 市 行 政 改 革 推 進 計 画

(新城市集中改革プラン)

(平成 17 年度 ~ 平成 21 年度)

新 城 市

目 次

新城市行政改革推進計画策定の背景

| | |
|-------------------------|---|
| (1) これまでの取り組み | 1 |
| (2) 新たな行政改革に向けての国の指針等 | 1 |
| (3) 合併後の行政改革の重要性 | 1 |

新城市行政改革推進計画の骨子

| | |
|-----------------|---|
| (1) 計画の目指すところ | 3 |
| (2) 計画期間 | 3 |
| (3) 計画の公表等 | 3 |

新城市行政改革推進計画の基本項目

| | |
|---|----|
| (1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 | 4 |
| (ア) 事務・事業の見直し | 4 |
| (イ) 歳入の確保 | 5 |
| (ウ) 組織機構の見直し | 7 |
| (2) 民間委託等の推進 (指定管理者制度の活用を含む) | 8 |
| (ア) 業務の民間委託 | 8 |
| (イ) 公の施設の管理 | 10 |
| (3) 定員管理の適正化 | 12 |
| (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化 (給料表の運用、退職手当、 特殊勤務手当の見直し等) | 16 |
| (5) 第三セクター等の経営 | 17 |
| (6) 地方公営企業の経営 | 18 |

新城市行政改革推進計画策定の背景

(1) これまでの取り組み

新城市は平成 17 年 10 月 1 日に新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村が新設合併し誕生しました。東三河地域を縦貫する豊川の中流域に位置し、県土の約 10% を占める 499 平方キロメートルに、約 52 千人が生活を営んでいます。

これまで旧 3 市町村では、それぞれの自治体事情を反映したなかで、昭和 50 年代後半より「新城市行政改革実施計画」、「鳳来町行政改革大綱」、「作手村行政改革大綱」をはじめ数次にわたる行政改革に取り組み、事務事業の見直し、外部委託の推進、公共施設の統廃合、職員数の削減をはじめとする経費削減に着実な成果を上げてきました。しかしながら地方自治体財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いており、また、急速に進む少子化や高齢化、市民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まりなど社会経済情勢は日々めまぐるしく変化をしていることから、絶え間ない行政改革への取り組みがますます重要となっています。

(2) 新たな行政改革に向けての国の指針等

国は、平成 16 年 12 月 24 日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定しました。ここでは、行政改革は構造改革の重要な柱の一つとして、「民間ができることは民間に」、「地方ができることは地方に」等の観点から、国・地方を通じ行政改革の取り組みを更に積極的に推進することにより、簡素で効率的な政府を構築し、財政の建て直しに資するとともに、行財政運営の改善・透明化、国民生活の利便性の向上を図ることとしています。

また、この閣議決定を踏まえ、平成 17 年 3 月 29 日には総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、地方自治体においても人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化などの社会経済情勢の変化に一層適切に対応した行政改革の推進が求められています。

指針では、各地方公共団体に対し新たな行政改革大綱の策定又は見直しを行い、平成 17 年度を起点とし、概ね平成 21 年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画（「集中改革プラン」）を策定し、公表することを求めています。

(3) 合併後の行政改革の重要性

市町村合併により、議員や特別職の人件費の一部は削減されていますが、一方、合併時における職員数は 1,078 人と同規模団体に比較して大きなものがあり、また、これまで旧 3 市町村等で積極的に推進してきた公共施設の整備に係る地方債発行残高も 235 億円(平成 16 年度末普通会計ベース 新市換算)と人件費・公債費の点では大きな課題が残されているといえます。また、合併協議における各種協定項目に基づき行政サービス水準の統一を図るとと

もに、地域の個性・特色ともいえる各市町村で実施されてきた地域振興のための事業の継続的な実施等による負担増は、財政運営の硬直化の要因にもつながり、市町村合併の主目的の一つである経費削減効果が未だ現れていない状況にあるともいえます。

更に、「三位一体改革」による地方交付税制度の見直しや国庫補助金等の削減が想定されるなか、税源移譲に大きくは期待できない状況において、これまで以上に厳しい財政運営を余儀なくされることから、行政改革への取り組みの成否が今後の市政運営を左右するといっても過言ではありません。

このため、新市まちづくり計画の目指す将来像「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」の実現のため、行政サービス向上と全ての住民が未来を託すことができる新都市を創るために、「新都市行政改革推進計画(集中改革プラン)」を策定します。

新城市行政改革推進計画の骨子

(1) 計画の目指すところ

厳しさの増す財政状況の中、新市まちづくり計画に掲げられた「～人と自然が織りなす～ 笑顔・活力創造都市」という新市の将来像を実現するためには、これまで旧3市町村で行われてきた行政運営を見直し、住民と行政の相互理解のもと、限られた財源のなかでの行政運営において、「何が真に必要なか」、「何ができるのか」を見極め、早期に新城市としての住民サービスのあり方をかたちづくる必要があります。

このため、「新城市行政改革推進計画」では次の3つの目標を掲げます。

住民にわかりやすく、適切な行政サービスの提供
最小の経費で最大の効果を上げるための行政運営
住民と行政との協働関係の確立

(2) 計画期間

「新城市行政改革推進計画」の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年度間の計画とします。

注1 職員定員管理等一部項目において平成22年度当初の目標数値を用います。

2 平成17年度途中での新設合併という要因のため、合併時の制度改正等により行政改革が進展した項目については、平成17年度中の取り組み内容に含みます。

(国が示す「集中改革プラン」の計画期間との整合を図ります。)

(3) 計画の公表等

「新城市行政改革推進計画」の着実な実施のため、毎年度その取組状況について点検するとともに、前年度の取組結果及び当該年度の取組状況等の進捗状況は広報紙及びホームページ等で公表します。

新城市行政改革推進計画の基本項目

(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

(ア) 事務・事業の見直し

社会経済情勢の変化に伴い、多様化、高度化する住民ニーズに柔軟に対応するため、旧3市町村ではそれぞれ事務・事業の見直しへの取り組みが進められてきました。しかしながら、合併に伴う住民への影響を最小限にとどめるといった合併における基本理念の下、できる限り旧市町村における特色のある事業の継続を尊重するなかで、新城市の事務・事業範囲は急激に拡大したともいえます。

このため、全ての事務・事業について行政の責任領域や関与の必要性、費用対効果、受益と負担の公平性、事業効果等を精査し、所期の目的を達成した事業の縮小・廃止、類似する事業の統合等住民ニーズに合致した行政サービスを効率的・効果的に提供できるよう見直しを進めます。平成18年度においては、事務・事業を担当する部課自らが事務・事業を評価し、各部単位での事業選択及び優先順位を明確にしたうえで平成19年度予算要求・編成を行うといったいわば事業の内部評価と予算編成を連動させる新たな試みも行っています。また、平成19年度に策定される「新城市総合計画」の施策体系に合わせ、全ての事務・事業を体系整理したうえで、総合計画(財政計画を含む。) 予算編成 事業実施 行政評価 が一連のサイクルとして連動できる評価手法の検討を進めます。

計画期間内の取組

| 項目 | 平17 | 平18 | 平19 | 平20 | 平21 | 備考 |
|----------------------|--|------|-----|-----|-----|----|
| 総合計画の策定 | | | | | | |
| 行政評価制度の導入 | | (試行) | | | | |
| 予算制度の改革 | | | | | | |
| 予算編成に枠配分方式の導入 | | | | | | |
| 予算・事業の積極的公表 | | | | | | |
| 補助金等の見直し | | | | | | |
| 「新城市補助金等検討委員会」の設置・検討 | 合併協議に基づき補助金等の検討組織を設置し、住民の視点から公共的必要性、有効性、公平性等の観点に立ち、市が交付する全ての補助金等に対し検証を加える。 | | | | | |
| 補助金の再編・廃止等 | | | | | | |
| 合併時における未調整事項の解消 | | | | | | |
| 電子入札制度の導入 | | | | | | |

【表中の記号は、次の内容を表わします。 : 実施 : 一部実施 : 検討 : 継続】

(イ) 歳入の確保

本市の財政状況においては、日本経済の回復基調のもと市税の増収といった明るい兆しは見えるものの、国庫補助負担金及び地方交付税の見直しによる減収が見られ、財政調整基金をはじめとする基金の取り崩しにより収支バランスを保っています。さらに長期的には人口減少、少子高齢化等の社会情勢変化に起因し市税収入の増加には多くを期待できないことに加え、国・地方の財源配分の見直しからの影響、合併特例債、普通地方交付税の合併算定替をはじめとする合併市町村への財政支援措置もその実施期間が限定されることから、今後の財政運営ではさらに厳しい状況が想定されます。

このため、持続可能な収支均衡の財政運営を目指すため、事務・事業の見直しに加え、安定した自主財源の確保が急務です。歳入の根幹をなす市税等においては、課税客体の適切な把握と公正な賦課・収納に努め、申告や納税に関する指導や相談業務を実施するとともに、県派遣職員を加えた徴収体制の強化等により収納率の向上を図ります。旧3市町村の税率、料率を継続している国民健康保険税等においては、合併協議を遵守し定められた時期から統一します。また、各種使用料・手数料においては、受益者負担の原則に則り施設管理コスト計算や近隣市における同種施設の料金設定等も参考にしながら、社会状況に応じた見直しを行います。

計画期間内の取組

| 項 目 | 平 1 7 | 平 1 8 | 平 1 9 | 平 2 0 | 平 2 1 | 備 考 |
|-----------------------|--|-------|-------|-------|-------|-----|
| 市税等の収納率向上対策 | 市税収納率(国民住民健康保険税を除く。) 実績(平成16年度換算) 目標(平成21年度) 現年度分: 98.79% 99.00% 滞納繰越分: 19.56% 22.00% 国民健康保険税収納率 実績(平成16年度換算) 目標(平成21年度) 現年度分: 96.36% 97.00% 滞納繰越分: 16.31% 18.00% | | | | | |
| 徴収体制の強化 | | | | | | |
| 前納報奨金制度の見直し | | | | | | |
| 口座振替制度の推進 | | | | | | |
| 収納方法の拡充 | | | | | | |
| 税率等の統一 | | | | | | |
| 国民健康保険税率の統一 | | | | | | |
| 介護保険料率の統一 | | | | | | |
| 各種使用料等の見直し(受益者負担の見直し) | ・施設管理コストに対する適正な公費負担及び受益者負担の観点から、一定のサイクルで検証し、定期的な見直しを制度化する。 | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------|---|--|--|--|--|--|
| | ・ 使用料等の減免措置制度について、基準を統一する。 | | | | | |
| 保育料の統一 | | | | | | |
| 簡易水道料金の統一 | | | | | | |
| 農業集落排水使用料の統一 | | | | | | |
| 類似施設の使用料格差の是正 | ・ 各公共施設では旧市町村で定めた使用料体系をそのまま新市に引き継いだため、施設概要が類似する施設において使用料に格差が生じている。このため施設管理コスト等からの検討を行い、格差是正に取り組む。 | | | | | |
| 有料広告の導入 | | | | | | |
| 未利用財産の貸与・売却 | | | | | | |

【表中の記号は、次の内容を表わします。 : 実施 : 一部実施 : 検討 : 継続】

(ウ) 組織機構の見直し

新城市の組織機構は、合併協議に基づき本庁・2 総合支所体制を基本としています。新市発足時においては、住民サービスの低下をきたさないよう十分配慮した組織・機構 住民にとってわかりやすく、利用しやすい、簡素で効率的な組織・機構 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 新市まちづくり計画、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構を柱とする「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、市長部局（消防、病院等を除く。）本庁 8 部 29 課室 53 係、鳳来総合支所 1 部 8 課 23 係、作手総合支所 1 部 7 課 17 係、教育委員会 1 部 9 課室 12 係（総合支所に配置した課等を含む。）の組織体制でスタートしました。その後職員プロジェクトチームの検討結果等を踏まえ、平成 18 年 4 月からは、市長部局（消防、病院等を除く。）本庁 9 部 25 課室、鳳来・作手総合支所各 1 部 5 課、教育委員会 1 部 6 課室（総合支所に配置した課等を含む。）と組織機構のスリム化を図るとともに、課室内職員の時期・業務内容に応じた配置及び意思決定の迅速化のため係制を廃止しました。

市役所の組織機構は、住民サービスを最も効率的に提供するための仕組みであり、時代に対応した簡素で効率的な組織機構に向けての検討を引き続き進めます。また、大部分の申請等行政手続において、本庁・総合支所で同一の事務を取り扱っています。これにより住民の便宜を図る一方で二重構造ともいえる組織機構を作り出しています。このため、平成 18 年度において事務行程を精査し、事務分野ごとに事務集約による効率化と事務処理の迅速化の両面から再検討しています。

なお、本庁・総合支所体制は、合併に伴う住民サービスの低下を防止することを第一の目的に導入したもので、合併後概ね 10 年度間を目途に本庁方式の導入を検討することが合併協議により確認されています。このため、広範な市域に集落が分散していることに配慮するなかで、事務集約による効率化を推進する一方、住民協働、地域自治への意識の高まり等も考慮しながら、本市に相応しい組織機構の構築に向けて検討を行います。

計画期間内の取組

| 項 目 | 平 17 | 平 18 | 平 19 | 平 20 | 平 21 | 備 考 |
|------------------|------|------|------|------|------|-----|
| 組織機構の見直し | | | | | | |
| 本庁・総合支所の機能の集中・分担 | | | | | | |
| 部課の統廃合等 | | | | | | |
| 係制の廃止 | | | | | | |
| プロジェクトチーム等の活用 | | | | | | |
| 収入役の廃止 | | | | | | |

【表中の記号は、次の内容を表わします。 ：実施 ：一部実施 ：検討 ：継続】

(2)民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)

(ア) 業務の民間委託

住民サービスの向上、行政運営の効率化のため、市の業務のうち公権力の行使に関する業務を除き委託が可能な分野については民間への委託を進めてきました。今後も住民サービスの向上・効率化が図られる業務分野については、委託により削減可能な職員人件費をはじめとする直営で業務を行った場合のコストと委託した場合の経費を比較しながら民間委託を推進します。なお、経常的に必要とされない業務や業務としての必要性が薄れているものについては、業務自体の廃止を検討します。

また、業務の委託先選定においては、固定化や業務の独占等が生じないように、選定過程における競争性や透明性を高めるとともに、説明責任の確保に努めます。

主な業務における民間委託等の状況(平成18年4月1日現在)

| 業 務 内 容 | 委託等の状況 | 備 考 |
|-----------------|---------------------|---------------------------------------|
| 庁舎清掃業務(本庁・総合支所) | 一部委託 (本庁のみ) | |
| 庁舎夜間警備業務(〃) | 一部委託 (本庁・鳳来総合支所) | ・平成18年度途中より作手総合支所も委託したため、現在「全部委託」 |
| 庁舎案内・受付業務(〃) | 直営 | |
| 電話交換業務(〃) | 一部委託 (本庁のみ) | |
| 公用車運転業務 | 一部委託 | ・マイクロバス運転業務の一部を委託していたが、平成18年度途中より「直営」 |
| 市営バス運行・運転業務 | 一部委託 (鳳来地区) | |
| し尿収集業務 | 一部委託 (作手地区) | |
| 一般ごみ収集業務 | 一部委託 (新城地区の一部) | |
| 学校給食業務(調理) | 直営 | |
| 学校用務員事務 | 直営 | ・新城地区の小中学校のみ該当 |
| 水道メータ検針 | 全部委託 | |
| 道路維持補修・清掃等 | 直営 | |
| ホームヘルパー派遣 | 全部委託 | |
| 情報処理・庁内情報システム維持 | 全部委託 | |
| ホームページ作成・運営 | 直営 | |
| 各種調査・集計 | 直営 | |
| 給与等総務関係事務 | 直営 | |

計画期間内の取組

| 項 目 | 平 17 | 平 18 | 平 19 | 平 20 | 平 21 | 備 考 |
|-----------------|------|------|------|------|------|-----|
| 委託業務の拡充 | | | | | | |
| 新規業務への拡大 | | | | | | |
| 委託内容の見直し | | | | | | |
| 直営業務における臨時職員の活用 | | | | | | |

【表中の記号は、次の内容を表わします。 : 実施 : 一部実施 : 検討 : 継続】

(イ) 公の施設の管理

旧3市町村で整備してきた公共施設は、現在多種多様なものが機能を重複するかたちで運営されています。このように機能が重複した多数の施設を維持していくことは、財政運営に大きな影響を与えるものであり、地域における必要性や住民の利便性、施設維持コストを総合的に勘案し、適正な配置に向けて検討を加えるとともに、公共施設の機能の複合化によって、住民サービスを低下させずに維持管理コストの軽減を図ります。なお、利用者ニーズの変化、老朽化等により利用者数が低位にある施設及びごく限られた地域住民だけが使用する施設については、整備された経緯などを踏まえながら、施設の廃止、譲渡も含め検討します。

平成15年9月に地方自治法の一部改正が行われ、公の施設の管理について、公の施設の管理を地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限って委託できるとした「管理委託制度」が廃止され、これら団体に加え幅広く民間事業者を含んだ地方公共団体が指定するものが管理を代行する「指定管理者制度」が創設されました。本市では、制度の趣旨及び各施設の設置目的を踏まえ、当該施設の管理運営状況についての点検を行い、施設の設置者として指定管理者制度の積極的な導入を図ります。

なお、指定管理者制度の導入によって施設利用における住民の安全・安心が損なわれることのないよう、行政の管理監督責任を十分認識し、これを果たすよう留意します。

施設管理における指定管理者制度導入の状況

| 施設区分 | 平 16 | | 平 17 | | 平 18 | |
|-----------------|------|-----|------|-----|------|-----|
| | 施設数 | 導入数 | 施設数 | 導入数 | 施設数 | 導入数 |
| レクリエーション・スポーツ施設 | 30 | 0 | 30 | 0 | 31 | 10 |
| 産業振興施設 | 4 | 1 | 4 | 1 | 4 | 1 |
| 基盤施設 | 51 | 0 | 51 | 0 | 51 | 11 |
| 文教施設（集会施設を含む） | 83 | 0 | 83 | 9 | 84 | 30 |
| 医療・社会福祉施設 | 46 | 1 | 47 | 3 | 47 | 11 |
| その他上記区分によらない施設 | 15 | 0 | 16 | 0 | 16 | 0 |
| 施設合計 | 229 | 2 | 231 | 13 | 233 | 63 |

各年度末現在の施設数及び指定管理者指定済施設数

主な指定管理者制度導入済施設

| 導入年度 | 施設区分 | 施設名称 |
|----------|-----------------|--|
| 平成 16 年度 | 産業振興施設 | ・つくで手作り村 |
| | 医療・社会福祉施設 | ・作手介護予防拠点施設 |
| 平成 17 年度 | 文教施設（集会施設を含む） | ・作手地区老人憩の家（8施設） ・市場区集会所 |
| | 医療・社会福祉施設 | ・心身障害者小規模授産施設 ・作手高齢者生活福祉センター虹の郷 |
| 平成 18 年度 | レクリエーション・スポーツ施設 | ・学童農園山びこの丘 ・鳳来ゆ～ゆ～ありいな ・サイクリングターミナル ・名号温泉施設 ・夜間照明施設（4施設） |
| | 基盤施設 | ・桜淵いこいの広場 ・鳳来簡易給水施設（10施設） |
| | 文教施設（集会施設を含む） | ・新城地域文化広場 ・生涯学習センターちさと館 ・新城青年の家 ・有海勤労者センター ・多目的集会施設（7施設） ・鳳来地区老人憩の家（10施設） |
| | 医療・社会福祉施設 | ・しんしる福祉会館 ・西部福祉会館 ・老人福祉センター ・いきいきライフの館 ・鳳来高齢者生きがいセンター（4施設） |

計画期間内の取組

| 項 目 | 平 17 | 平 18 | 平 19 | 平 20 | 平 21 | 備 考 |
|-----------------|------|------|--------------|------|------|-----|
| 公共施設の適正配置 | | | | | | |
| 保育所 | | | (作手保 育園) | | | |
| その他の施設 | | | | | | |
| 指定管理者による施設管理の推進 | | | | | | |
| 導入済施設の指定手続等の改善 | | | 公募方式 等の検討 | | | |
| 未導入施設への拡大 | | | | | | |

【表中の記号は、次の内容を表わします。 : 実施 : 一部実施 : 検討 : 継続】

(3) 定員管理の適正化

旧3市町村では、それぞれ定められた定員適正化計画に基づき、事務事業の見直しによる効率化、民間委託の推進や臨時職員の雇用等により、職員数の削減に努めてきました。

本市は、合併に際して旧3市町村及び新城広域事務組合の一般職の職員の身分を引き継いだため、平成18年4月1日における総職員数は、1,028人となっています。このうち一般行政部門及び特別行政部門における職員数は681人であり、類似団体職員数557人に比べ124人超となっています。この要因として、民間保育所が存在せずすべて公立保育所であること、広範な市域に集落が分散するといった地形・地理的要件から比較的小規模な保育所、小中学校が多数設置されていること、鳳来・作手の2総合支所を設置していること、市域外の北設楽郡内の消防・救急業務を本市が担っていることなど地域特有の要因もあるので、当該職員数のみをもって単純比較することはできません。

また、普通会計部門以外の病院、上水道、下水道等の地方公営企業部門では、347人の職員を配置し、それぞれが独立した経営体として運営を図っています。

部門別職員の状況及び類似団体との比較（平成18年4月1日現在）

単位：人・%

| 区 分 | 新 城 市 職 員 数 A | 類似団体との比較 | | | |
|-----------|---------------------|--------------------|--------------------|----------------------|-------|
| | | 類似団体 職 員 数 B | 超 過 数 C (A - B) | 超 過 率 C / B × 100 | |
| 一 般 行 政 | 議会・総務・税務 | 152 | 132 | 20 | 15.2% |
| | 民生・衛生 | 222 | 172 | 50 | 29.1% |
| | 経 済 | 47 | 45 | 2 | 4.4% |
| | 建 設 | 49 | 44 | 5 | 11.4% |
| | 一般行政部門小計 | 470 | 393 | 77 | 19.6% |
| 特 別 行 政 | 教 育 | 91 | 87 | 4 | 4.6% |
| | 消 防 | 120 | 77 | 43 | 55.8% |
| | 特別行政小計 | 211 | 164 | 47 | 28.7% |
| 普通会計計 | | 681 | 557 | 124 | 22.3% |
| 公 営 企 業 等 | 病 院 | 282 | | | |
| | 上 水 | 23 | | | |
| | 下 水 | 13 | | | |
| | その他 | 29 | | | |
| | 公営企業等小計 | 347 | | | |
| 合 計 | | 1,028 | | | |

注：1 類似団体職員数は、全国の市町村を人口及び産業構造を基準にしたグループに分け、そのグループごとの人口1万人当たりの普通会計部門別職員数を指数化したものに、新城市の住民基本台帳人口(平成18年4月1日現在 52,467人)を乗じて得た職員数を記載しています。

(新城市は、人口45,000人以上～55,000人未満、第2次・第3次産業従事者割合85%)

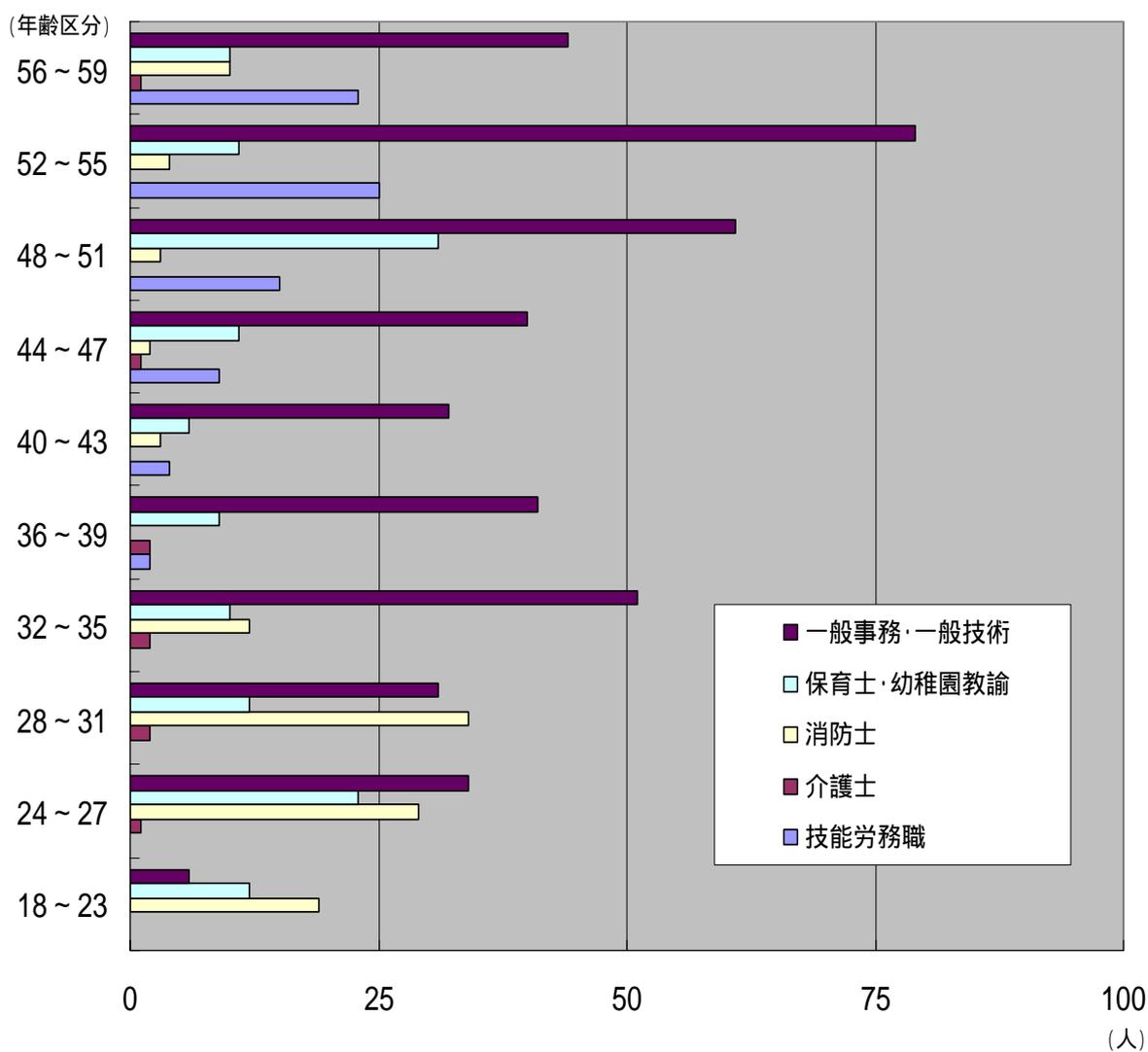
以上～95%未満の区分となります。)

- 2 公営企業等の「病院」は市民病院及び作手診療所、「上水」は水道事業、工業用水道事業及び簡易水道事業、「下水」は公共下水道事業、地域下水道事業及び農業集落排水事業、「その他」は国民健康保険事業、老人保健、介護保険事業及び農業共済事業の職員数を表わします。(以下同じ。)

本市の一般行政職・技能労務職の職員の年齢区分構成は、図 - 1 のとおり、40 歳代後半から 50 歳代前半の職員数が非常に多く、いわば逆ピラミッドの年齢構成となっています。職種別では、20 歳代の後半に職員が集中する消防士を除き、その他の職種ではほぼ同様の年齢構成となっています。

本計画期間中の平成 21 年度末までの今後 4 年度間においては、全職員の約 10%の職員が退職し、さらに今後 10 年度間で見ると約 30%の職員が退職することとなります。このため、職員数の削減を念頭に置きながら、同時に将来の人材確保の観点から計画的な採用も不可欠ともいえます。

図 - 1 一般行政職・技能労務職の年齢区分別構成 (平成18年4月1日現在)



本市の職員数は、前述の特殊要因はあるものの類似団体職員数に比較して明らかに超過となっています。今後財政運営はさらに厳しさが想定されるなか、定員管理に基づく適正水準職員数の早期達成は、健全な行財政運営に重要な役割を果たすものと考えられます。また、市町村合併により期待される効果としての行政組織の合理化、効率化を実現させるためにも、本市が取り組まなくてはならない重要な課題であります。

具体的には、事務事業の再編・整理等を徹底し、市が行う総事務量の減量に努めることで職員数の削減を図るとともに、本庁・総合支所において重複する事務分野の集約化、部課の統合による職場内協力体制の確立・強化、公共施設の見直し等を通じた職員の適正配置及び指定管理者制度の活用をはじめとする民間委託の推進により対応します。また、平成 18 年度において、地方分権や時代要請に対応できる職員育成を目指し、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するために策定する「新城市人材育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの能力向上による行政運営の効率化を図ります。

本計画期間中における職員数の削減目標を設定するうえで次の点を基本に検討しています。

本計画期間を含む今後 10 年間で総職員数の 29.6%にあたる 304 人の職員が定年退職予定であり、新規採用職員数を抑制することにより、計画的に職員数を削減する。

類似団体と比較して高い水準にある普通会計部門職員数を、特殊要因は考慮するもののできる限り近似する水準の職員数とする。

消防・救急業務、防災対策など市民の安全・安心を担保する消防部門、地方公営企業として独自の経営を行う公営企業部門は、現在の職員数を維持する。なお、公営企業部門のうち「新城市民病院経営改善アクションプラン」を策定し、経営改善のための取り組みを進めている病院事業は、その取り組みに沿った職員数とする。

技能労務職については、退職に伴う新規採用は行わず、民間委託の推進や臨時職員の雇用等により対応する。

これにより平成 22 年 4 月 1 日現在の全部門における目標職員数は、987 人（対平成 17 年 4 月 1 日現在 削減数 110 人 削減率 10.0%）と設定します。このうち、普通会計部門職員数は、627 人（同 削減数 78 人 削減率 11.1%）と設定します。なお、計画期間中に地方公務員制度の大幅な変更などがあった場合は、状況の変化に応じて適切な見直しを行います。

計画期間内の取組（各年度における職員数）

単位：人・%

| 区 分 | | 平 17 | 平 18 | 平 19 | 平 20 | 平 21 | 平 22 | 5 年度間の比較 | | |
|-------------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|----------|------|----------|-------|-------|
| | | | | | | | | 増減数 | 増減率 | |
| 部 門 別 | 一般行政 | 496 | 470 | 458 | 452 | 440 | 427 | 69 | 13.9% | |
| | 特 別 行 政 | 教育 | 90 | 91 | 87 | 83 | 83 | 80 | 10 | 11.1% |
| | | 消防 | 119 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 1 | 0.8% |
| | | 小計 | 209 | 211 | 207 | 203 | 203 | 200 | 9 | 4.3% |
| | 普通会計計 | 705 | 681 | 665 | 655 | 643 | 627 | 78 | 11.1% | |
| | 公 営 企 業 等 | 病院 | 323 | 282 | 286 | 290 | 294 | 295 | 28 | 8.7% |
| | | 上水 | 21 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 2 | 9.5% |
| | | 下水 | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 1 | 8.3% |
| | | その他 | 36 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 7 | 19.4% |
| | | 小計 | 392 | 347 | 351 | 355 | 359 | 360 | 32 | 8.2% |
| 合 計 | 1,097 | 1,028 | 1,016 | 1,010 | 1,002 | 987 | 110 | 10.0% | | |
| 職 種 別 | 一般事務・一 般技術 | 442 | 419 | 412 | 406 | 400 | 391 | 51 | 11.5% | |
| | 保育士・幼稚 園教諭 | 140 | 135 | 132 | 132 | 132 | 132 | 8 | 5.7% | |
| | 消防士 | 117 | 116 | 113 | 113 | 113 | 113 | 4 | 3.4% | |
| | 介護士 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 0 | 0.0% | |
| | 技能労務職 | 86 | 78 | 74 | 69 | 62 | 55 | 31 | 36.0% | |
| | 医師・歯科医 師 | 34 | 25 | 32 | 32 | 32 | 32 | 2 | 5.9% | |
| | 医療技術職 | 53 | 52 | 51 | 51 | 51 | 51 | 2 | 3.8% | |
| | 看護職 | 216 | 194 | 193 | 198 | 203 | 204 | 12 | 5.6% | |
| 合 計（再掲） | 1,097 | 1,028 | 1,016 | 1,010 | 1,002 | 987 | 110 | 10.0% | | |
| 対前年比 | | 69 | 12 | 6 | 8 | 15 | | | | |
| 退職者(見込) | 79 | 36 | 23 | 21 | 30 | 総数（5年度間） | | 189人 | | |
| 採用者(見込) | 10 | 24 | 17 | 13 | 15 | 総数（5年度間） | | 79人 | | |

注：1 職員数は各年4月1日現在

2 退職者(見込)は、当該年の4月2日から翌年3月31日までの退職者見込数
なお、平成19年度以降は定年退職予定者数

3 採用者(見込)は、当該年の4月2日から翌年4月1日までの採用者見込数
なお、平成19年度以降は定年退職予定者に対する採用者見込数

(4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の見直し等)

合併時に旧3市町村及び新城広域事務組合で支給していた給料・各種手当の総点検を実施し、概ね国の支給基準に準じるものに整理していますが、引き続き社会情勢及び財政状況の変化に伴い国の基準を見ながら適正化を進めます。

特に特殊勤務手当については、当該業務内容が「勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難なもの」という支給の趣旨に適合しているか、国及び近隣他市での支給状況等を検証し、時代の変化に合わせた見直しを行うほか、住民の一層の理解・納得が得られ、かつ、透明性が図られるよう、新城市人事行政の運営等の状況に関する条例に基づき広報紙及びホームページ等で積極的に公表します。

主な給与の適正化に関する事項

| 項目 | 平 17 (合併時) | 平 18 |
|-----------------------|---|--|
| 不適正な昇給運用の是正 | 該当なし | |
| 級別職務分類表に適合しない格付け等の見直し | 該当なし | |
| 退職手当の支給率の見直し | ・国の支給基準どおり ・愛知県市町村職員退職手当組合の脱退(旧鳳来町・作手村職員) | |
| 諸手当の総点検の実施 | | |
| 特殊勤務手当の適正化 | ・国の支給基準に準じ、22種類31区分に整理・統合(理学診療手当、保育手当、自動車運転手当等の廃止) ・勤務実績に応じた支給方法(日額化)に改正 | |
| その他手当の適正化 | ・通勤手当 通勤距離2km未満の職員に対する支給廃止 | ・調整手当の廃止 ・地域手当の新設 |
| 技能労務職の給与の見直し | 該当なし | |
| その他 | | ・初任給基準1号高(短卒・高卒)及び国基準級以外への位置付け(大卒)を国基準に準じて是正 |

計画期間内の取組

| 項目 | 平 17 | 平 18 | 平 19 | 平 20 | 平 21 | 備考 |
|-------------|------|------|------|------|------|----|
| 人事評価制度の導入 | | | (試行) | | | |
| 人材育成基本方針の策定 | | | | | | |
| 特殊勤務手当の見直し | | | | | | |
| その他手当の見直し | | | | | | |

【表中の記号は、次の内容を表わします。 :実施 :一部実施 :検討 :継続】

(5) 第三セクター等の経営

新城市土地開発公社は、新城市及び南北設楽郡町村の出資により、昭和48年に設立し、公共施設又は公用施設等の用に供する土地の先行取得及び住宅用地、内陸工業用地等の造成事業を行っています。平成17年度末において公有用地77,118.49㎡、造成土地（未成土地を含む）49,088.34㎡の合計126,206.83㎡（資産額2,575,881千円）を保有しています。また、取得後5年以上経過した長期保有土地は116,373.76㎡（資産額2,421,956千円）と保有土地の92.2%（資産額割合94.0%）を占めており、保有期間の長期化とともに借入金金利や管理経費等により簿価の上昇を招き、厳しい経営環境が続いています。今後、造成済みの内陸工業用地の円滑な処分を推進するとともに、市の事業に関連して先行取得した公有用地についても、事業の進捗にあわせ計画的に市による買い戻しを進め、公社経営の健全化を図ります。

本市が50%以上を出資・出捐する第三セクターは、市と市民が出資して設立した商法法人の株式会社山湊、市と農業協同組合、商工会、森林組合が出資して設立した民法法人の財団法人農林業公社つくでの2法人があります。この2法人は、合併前の旧市村において地域振興等を目的に設立されたもので、行政施策と密接に連携しながら重要な役割を担っています。

これら新城市土地開発公社、株式会社山湊及び財団法人農林業公社つくでの経営状況については、法令に基づき毎年度議会に報告するとともに、更に出資比率が2分の1以下であるが本市が出資の筆頭者となっている出資法人についても、新城市法人の設立及び出資等に関する条例に基づき決算報告書及び経営資料を議会に提出し、経営状況の公表に努めていきます。

新城市が50%以上を出資・出捐する第三セクター等の状況

| 名称 | 新城市土地開発公社 | (株)山湊 | (財)農林業公社つくで |
|--------------------|--|--|---|
| 設立時期 | 昭和48年11月 | 平成9年7月 | 平成8年10月 |
| 資本金（基本財産） | 7,700千円 | 30,000千円 | 110,000千円 |
| 市の出資状況 | 6,100千円（79.2%） | 15,000千円（50.0%） | 106,000千円（96.4%） |
| 役員数 （うち市職員） | 14人 （8人） | 10人 （2人） | 12人 （3人） |
| 職員・従業員数 （うち市職員） | 6人 （兼務6人） | パート1人 （人） | 3人 （1人） |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、造成その他の管理及び処分に関する事業 ・住宅用地及び内陸工業用地等の造成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・貸ギャラリー、各種教室の経営 ・地域食品等の販売 ・観光案内等情報提供事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地保有合理化事業 ・農作業受委託事業 ・林業機械貸付事業 ・担い手農家の育成・新規就農者受入に関する事業 ・農林産物生産研究事業 ・都市との交流事業 |

(6) 地方公営企業の経営

本市における地方公営企業は、上水道事業、工業用水道事業、病院事業の3つの法適用企業と公共下水道事業、地域下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業、宅地造成事業、介護サービス事業の6つの法非適用企業が運営されています。

地方公営企業は、地方公共団体と異なり企業という独立した経営体として運営されており、原則として一般会計とは別に特別会計及び企業会計として処理されています。また、経営に要する費用は、負担区分に基づいて一般会計等が負担するものを除き料金収入により賄われるものであり、独立採算の原則に基づき永続的かつ効率的な経営を行うことが想定されています。

このことを踏まえ、地方公営企業法に定められている経営の基本原則に立ち返り、地方公営企業として常に企業の経済性を発揮し、その本来の目的である公共の福祉を増進するために運営できているのか、受益者の負担は適切であるかどうか等経営状況について総点検を行います。

なお、病院事業については、常勤医師の不足問題に端を発し、公立病院としての使命である「第2次救急医療体制」の弱体化、診療科目の休廃止等これまで東三河北部医療圏の中核病院として、地域住民が安心して暮らすことのできる地域医療の拠点として果たしてきた役割を担い続けることが難しく、さらに病院経営においても深刻な問題を有しています。このため、平成18年5月に「新城市民病院経営改善アクションプラン」を策定し、住民に信頼される「365日 24時間の安心医療」の提供を目指して、地域における医療体制の再構築、病院経営改善のための総合的な取り組みを進めています。

地方公営企業の状況（平成18年4月1日現在）

| 区 | 分 | 対象地域・施設名等 |
|--------|----------|--|
| 法適用企業 | 上水道事業 | 新城地区 |
| | 工業用水道事業 | 新城地区（有海企業団地） |
| | 病院事業 | 新城市民病院 |
| 法非適用企業 | 公共下水道事業 | 新城地区 |
| | 地域下水道事業 | 新城地区（緑が丘） |
| | 農業集落排水事業 | 新城地区（八名井、吉川） 鳳来地区（巢山、名号） 作手地区（作手、作手2期、開成） |
| | 簡易水道事業 | 鳳来地区（鳳来中央、北部、西部、鳳来南部、大野、鳳来峡、東部、南東部、川合、池場） 作手地区（作手中央、作手南部） |
| | 宅地造成事業 | 作手地区（タイコヤシキ、長者平団地） |
| | 介護サービス事業 | 新城市民サービスセンター寿楽荘 |